

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	平成22年 9月1日~平成23年 1月31日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称	みのり保育園		
(フリガナ)	ミノリホイクエン		
所 在 地	〒279-0004 千葉県浦安市猫実2-4-7		
交通手段	●東西線 浦安駅      ●京葉線 新浦安駅		
電 話	047-351-5993	FAX	047-351-5966
ホームページ	<a href="http://www.kidslink.jp/minorihoikuen/">http://www.kidslink.jp/minorihoikuen/</a>		
経 営 法 人	社会福祉法人芳雄会		
開設年月日	昭和46年4月1日		
事業所番号		指定年月日	
併設しているサービス			

#### (2) サービス内容

対象地域										
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	18名	20名	24名	36名	38名	38名	174名			
敷地面積	2034.81㎡			保育面積			1098.7㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育		延長保育 ○		夜間保育			
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援			
健康管理	内科健診(年2回) 歯科検診(年1回)									
食 事	完全給食(アレルギー児対応あり)									
利用時間	午前7時から午後7時まで									
休 日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)									
地域との交流	園庭開放(年14回)									
保護者会活動	保護者会(花の会)あり・年数回イベント開催									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	28	18	46	
専門職員数	医師	看護師	保育士	
		1	26	
	保健師	栄養士	調理師	
		4	2	
	社会福祉士	その他専門職員		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市保育幼稚園課保育係	
申請窓口開設時間	市に準ずる	
申請時注意事項	市に準ずる	
サービス決定までの時間	市に準ずる	
入所相談	保育係窓口	
利用代金	保護者の所得に応じて	
食事代金	保育料に含まれる	
苦情対応	窓口設置	苦情受付担当：副園長 岡田早苗
	第三者委員の設置	第三者委員：下川直美 相馬加栄子

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>●子どもの人権を尊重する●職員の資質向上に努める●人的・物的環境を整備する●子ども・家庭・職員が共に育ちあう●地域の子育て支援を行う</p>
<p>特 徴</p>	<p>●<b>広々とした園庭</b> 当園の園庭は浦安市でも最大級の広さがあり、季節の各種行事や園庭開放にも利用しています。園児たちは毎日、広い園庭でのびのびと外遊びをします。</p> <p>●<b>鼓笛隊</b> 当園では、毎年4・5歳児の園児たちで鼓笛隊を構成しています。練習した成果は運動会・浦安市スポーツフェアで発表しています。</p> <p>●<b>安心のセキュリティシステム</b> 当園ではセキュリティ強化のため、登・降園時の門扉開錠はICカードにて行っています。タイムレコーダーと連動して、登園・降園の管理や園児の出欠および在園状況をリアルタイムに確認しています。</p>
<p>利用（希望）者へのPR</p>	<p>芳雄会の保育理念を基本に、安心・安全に配慮した保育擁護面では人権に配慮したきめ細やかな保育を心がけております。また、教育面では鼓笛隊の指導・体操教室・絵画教室を取り入れ、保育理念にもあるように心身ともに豊かな子どもの育成を目指しています。食育活動の取り組みとしては、園庭の菜園で収穫した野菜を給食で使用したり、園児がクッキングの食材として使用する事で、食に興味を示すような活動をしています。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
新体制のもとでのシステム化への取り組み
理念の実現やサービス提供の質の向上にむけて、今年度より指導層の新体制がとられ、幹部職員によるマニュアル検討委員会において各種業務を細分化した詳細なマニュアルが策定された。マニュアルは各職員に配布され、それに沿った日々の保育サービスが行われており、改善すべき点については、職員会議で常に話し合う機会が設けられ、ヒヤリングを行ってその都度見直しも行われている。また、周知徹底のため幹部職員が講師となり、全職員にマニュアルに沿った研修を行っているほか、重要事項については朝礼時に読み合わせを行う事により周知徹底が図られており、経験年数の浅い保育士においても一定したサービス水準を確保できるよう取り組まれ、園の目指す保育理念の浸透にも繋がっている。
徹底した安全管理
事故防止及び安全対策は今年度より園の最重要課題となっており、園内外の安全対策として、徹底したヒヤリハット調査を行う事で事前予測に繋げ、事故の防止に努められている。園庭の使用時間を各年齢ごとに定め、固定遊具の使用年齢を守るなど、新しく作られた『子ども安全マニュアル』を活用することで、職員への周知徹底がなされている。遊具や器具については、毎日自己点検を行い危険箇所について報告し迅速な改修を行っている。また、事故発生が一番少なかったクラスに対して年2回理事長が表彰するなど職員の意識向上に向けた取り組みがなされている。
園の環境整備
環境及び衛生管理に関しては、今年度より特に力を入れて取り組まれており、園全体の環境整備を週1回全職員で行うほか、毎日朝礼前の清掃も行われるようになった。室内の整理整頓については各クラスの責任者が責任を持って実施することとされ、清掃時間外でも気が付いた点は直ちに清掃され、子どもたちが常に快適な環境で過ごすことができるように配慮されている。また園長や副園長が点検をし、不備な点については指導を行うチェック体制が整えられている。各種の衛生に関する指導教室が実施されているほか、手洗いや歯みがきは、担任による日常の指導によって、継続して行われるようになっており、感染症対策についても、対応マニュアルを直ちに作成して園内の消毒を徹底し、保護者に対しても手紙を配布するなどの対応がとられている。
法人としての取組
5年前より複数園を管理するようになったことで、職員の採用がより計画的に出来るようになり、人材配置に関しても流動的な対応が可能となった。職員の質の向上に向けても、法人全体として研修などが実施され、中間層の育成に取り組むことで社会福祉法人としての強固な組織作りが目指されている。理念や保育方針は法人として統一されたものとなっており、職員間の交流を通してさらなる浸透が進むと共に、職員全体の質の向上にも繋がっている。また、福利厚生も法人全体として取り組まれており、結果として職員のモチベーションの向上や活気のある雰囲気作りにも結びついていると言える。
食育への取り組み
年間の食育計画を策定し栄養士による栄養指導が行われている。畑で採れた野菜を収穫し玄関に収穫表を掲示したり、収穫した野菜を園児が調理室へ運んで食材がどのように調理されるのか、厨房職員とのコミュニケーションをとることで、日常から食材への興味が湧くような取り組みがなされている。また、日々の食事にも季節を感じるような配慮がされているほか、年に9回の行事食をもうけるなど、食育の重要性を感じられるような環境作りがなされている。手間をかけて手作りされた給食とおやつは、味覚や季節感を感じられるものが提供されるなど、食育には力が入れられており利用者調査の結果からも大変高い評価を得ている。

さらに取り組みが望まれるところ

#### 時間外保育への引き継ぎ

時間外保育に対応するため、引き継ぎは『伝達簿』を利用して書面で行っており、保護者への伝達は漏れの無いように細心の注意をはらって、連絡ノートに記入されている。時間外保育補助の職員に対しては非常勤会議で各種マニュアルを用いて研修を行い、正規職員と同等の資質の向上に努められており、園児が安心して過ごすことができるように、保育補助職員を担当制にし出来るだけ同じ職員が担当に当たるよう、配慮がなされている。しかしながら、利用者からは時間外の場合に担任と会えないことについての不安等が寄せられていることから、今後引き継ぎに関して更なる工夫が求められていると言えよう。

#### 地域とのさらなる交流

ホームページに園庭開放の日時を公表し、毎月1～2回の園庭開放を行って地域の方々との交流が行われているほか、園庭開放時には子育て相談コーナーの時間を設けて、近隣の子育て家庭の相談を受けると共に、園庭開放たよりを一般にも配布している。また年1回地域のお年寄りをお呼びして昔遊びを体験したり、年長組は年3回、他園と交流をするなど、現在も地域との一定の連携は図られていると言えよう。しかしながら、園の基本方針として、地域との交流が大きく謳われている事に鑑みて、考案中の掲示板作成や高齢者施設との連携など、今後より一層の地域交流への取り組みが進むことが期待されよう。

#### 安全を考慮した上での園外活動

今年度より、園では安全や衛生への配慮を最重要課題として取り組まれており、職員間においても意識改革が進み現在まで一定の成果が得られていると言えよう。また従来の遊びを見直して、家庭でできる事ではなく、園でしかできない事を行えるような取り組みも始まっている。しかしその反面、現在は園庭活動や園外活動等が以前より減少傾向であるように見受けられ、利用者調査からはより多くの園外活動を求める声も寄せられている。今後はいかに安全を確保した上で、より多彩な活動を取り入れていくかが課題のひとつであると言えよう。

#### (評価を受けて、受審事業者の取り組み)

マニュアルの周知・徹底、安全管理・環境整備・食育について等、第三者から見ても良いという評価をいただきましたが、今後とも一層の検証を行って、更なる質の向上に努めていきたいと思います。評価後の新たな取り組みとしては、長時間保育の場合、担任保育士以外が保育するので、保護者の方に安心していただけるように、朝・日中・夕方と誰が保育したのかが分かるように玄関に保育士・保育サポーターの写真を掲示しました。地域交流として、新たにおやつを試食会を開催するなどに取り組み好評でした。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果				標準項目	
大項目	中項目	項目		■実施数	□未実施数
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
		理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	中・長期的なビジョンの明確化 重要課題の明確化	4 事業環境を把握した中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	4	0
			5 事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	3	0
		計画の適正な策定	6 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが合議する仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	7 理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	3	0
			8 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	3	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	9 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
			10 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
		職員の就業への配慮	11 事業所の就業関係の改善課題について、スタッフ（委託者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	12 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	4
		13 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。		3	0
		14 職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。	5	0	
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	利用者尊重の明示	15 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			16 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		利用者満足の向上 利用者意見の表明	17 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
	18 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある		4	0	
	2 サービスの質の確保	サービスの質の向上への取り組み サービスの標準化	19 サービス内容について定期的に評価を行い改善すべき課題発見し見直している。	3	0
			20 事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 サービスの開始・継続	サービスの提供の適切な開始	21 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			22 サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	3	0
	子どもの発達支援	保育の計画及び評価	23 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
			24 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定されている。	4	0
			25 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			26 身近な自然や社会と関わられるような取組みがなされている。	5	0
			27 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			28 障害のある子どもの保育	0	6
			29 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
			30 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			31 保育内容等について保育士等の自己評価が適切に行われている。	3	0
子どもの健康支援			32 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			33 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
環境及び衛生管理並びに安全管理	環境及び衛生管理は適切に行われている。	34 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
		35 事故防止及び安全対策は適切である。	3	0	
食育の推進	36 食育の推進に努めている。	5	0		
地域子育て支援	37 地域における子育て支援	4	0		
計				129	6

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>■理念・方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に明記されている。</p> <p>■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
理念や基本方針は、児童憲章・児童福祉法・児童権利宣言の内容をふまえて「子どもをあるがままの姿で受け止め健やかに伸び伸びと成長できる」「子どもの人権や主体性を尊重する」「子どもの心身の健全な育成を図る」を掲げて判りやすい表現となっており、園の目指す方針がじゅうぶんに明記されている。園のホームページ・事業計画書・芳雄会マニュアル・入園のしおり・見学者用の概要にも新たに理念・基本方針が明記されるようになり、前回の第三者評価以降の改善が確認できる。	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
理念や基本方針は芳雄会マニュアルに記載されており、職員に配布されており、また日常的に確認できるよう玄関・階段・トイレにも掲示されている。さらにホームページ・市の保育園概要を見ることにより、基本方針に触れる事もできる。職員が理念・基本方針をじゅうぶん理解できるよう、毎日の朝礼時に全職員で保育理念・基本方針・保育目標を唱和するようになり、現在では暗唱できる職員も多くなっている。各会議では、理念や基本方針に基づいたサービス提供や行事が計画されており、それらに照らし合わせた反省会も行われている。全てのサービス提供や計画作成は芳雄会マニュアルに基づいており、全職員間で周知・理解が進んでいると言えよう。	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
入園前の面接において、担当の副園長や主任より入園のしおりに基に基本方針が詳しく説明され、利用者の理解を得るよう努力されている。入園後は個人面談やクラス懇談会等で取り上げ、理念や基本方針に沿った園児の発育に合った実践面での方向性も示されている。また、毎月発行している園だよりには理念等を掲載したり、園内の至る所に掲示して送迎時等に目に留まるようにすることで、保護者への周知徹底にも努められている。さらに、誕生会では園長による個別の説明が行われ、日頃の保育活動への理解が図られている。新たな取り組みにより以前より浸透が進んでいるとは言えようが、利用者調査結果にも反映されるよう、今後も継続的な取り組みが求められよう。	
4 事業環境を把握し中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	<p>■社会福祉事業の全体や地域動向について、具体的に把握している。</p> <p>■事業計画には、環境把握に基づく中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>■事業計画は、実行可能かどうか、具体的に設定することによって実施状況の評価を行える配慮がなされている。</p> <p>■事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる</p>
社会福祉事業全体や地域の動向を考慮して計画が作成されており、年度ごとに評価を行い次年度に繋げていくという仕組みができてる。毎年4月には理事長より全職員に対し事業方針の説明が行われ、玄関に配置し自由に閲覧できるようにすることで職員への周知が図られている。財務内容についても、閲覧希望があれば公表する仕組みとなっている。中・長期計画に関しては役員会で検討して議事録に記載され、事業方針説明時に、全職員に対して中・長期のビジョンが示されている。法人としての中・長期計画は理事長をはじめとする幹部職員間で協議され、共通認識を持って事業運営が行われているものの、現状では具体的に示されている文章は作成途上である。じゅうぶん検討したうえで中・長期計画を策定し全職員に周知することが、職員の意識向上にもつながると思われるため、早期の完成が期待される。	

5	事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■現状の反省から重要課題が明確にされている</li> </ul>
<p>事業計画は全職員により意見を交換し、ボトムアップでの課題を汲み上げて問題意識を持って作成されている。それを基に園長・副園長・リーダーによって討議された上で、毎月25日に行っている法人の園長会議で話し合う仕組みとなっており、現在の状況から重要課題を明確にするための取り組みはじゅうぶんに行われていると言えよう。市の現状を鑑みて、園では将来の園児数減少に対応することが重要課題のひとつであると認識しており、出産を予定される方々にレクチャーを行うなどのケアをして、園の取り組みを明確に打ち出している。</p>		
6	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけで行われていないで、全ての職員に周知されている。</li> </ul>
<p>従来型のトップダウン形式の情報の共有化に加え、新たにボトムアップ形式で、職員からの意見を取り上げるような仕組みが作られ、現場の状況を把握したうえで幹部職員が事業計画等を作成している。職員会議をはじめとする各会議等で現状に対する評価反省の機会を持ち、決定事項については文書化し、全職員に周知徹底する取り組みが行われている。また、決定した取り組みについては、実行後に必ず結果を踏まえた見直しを行い、次の課題としてより良い計画の策定に当たっている。</p>		
7	理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■管理者は、理念・方針の実現、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</li> <li>■運営に関する職員、利用者、保護者、地域の方の意見を十分聞いて方針を立てている。</li> </ul>
<p>理念の実現や質の向上については、職員会議で常に話し合う機会が設けられている。前回の評価以降、質の向上やサービスの均一化の為にマニュアルの作成が徹底して進行し、作成したマニュアルについても現場の意見を汲み上げ、随時の見直しも行なわれている。周知徹底のため幹部職員が講師となり、全職員にマニュアルに沿った研修を行っている。運営に関しては、職員からの意見は職員会議等で吸い上げ、保護者からの意見は目安箱や日常会話から収集して方針決定に役立てている。また、地域住民の方々には園庭解放時のアンケート等を行うことで意見を伺い、自治会長との話し合い等から地域の意見を把握して計画に取り入れる努力が見られる。</p>		
8	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。</li> <li>■管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</li> <li>■管理者は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制（改善委員会など）を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</li> </ul>
<p>理事長が経営や業務の分析を行い、幹部職員が統計化を行っている。事前に立てた計画と進行状況との照らし合わせを毎月行い、次年度に生かせる仕組みが作られている。人員配置も現場の意見を汲み上げ、今年度からはフリー保育士を2名配置し、ゆとりを持った保育を実施できるよう、職員の働きやすい環境整備を行っている。過去の状況を分析し、安全管理を徹底する為に新たに事故防止委員会を立ち上げ、子どもを守るとはもちろん、職員を守ることも視野にいれて改善に努められている。これらの計画は新体制の下で着実に実行されてきており、利用者調査の結果からもじゅうぶんな効果が見てとれる。サービスの向上とサービスの効率化は一見相反する部分であるが、今後より一層システム化が進むにつれ、事業の効率化の改善も成果を上げていくことが期待される。</p>		



9	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知徹底を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知徹底している。</li> </ul>
<p>倫理規定については常に話し合いがもたれており、法人のマニュアルに保育士倫理綱領を抜粋した倫理規定を掲載し、朝礼や会議等で職員に対する研修が行われている。また、プライバシー保護に関しては、子ども人権マニュアルや法人独自の個人情報管理規定の読み合わせを行う事により、周知徹底を図っている。</p>		
10	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>人事方針は法人として策定されており、法人全体で計画的・組織的に行われている。また、職務権限に関しては人事考課要綱に明文化されており、法人のマニュアルを基に研修を行うことで、職員の役割と権限を周知させている。職員の評価は、定期的に個人目標を設定し、期間終了後に達成状況に基づいた自己評価を行い、園長との面談時に当初目標と達成状況の確認をすることで行われている。評価の結果に関しては園長が各職員に対して達成状況を踏まえたフィードバックを行っている。今後主任以上については新たな評価制度を導入して、評価の客観性や透明性の向上に努める計画があり、期待されよう。</p>		
11	事業所の就業関係の改善課題について、スタッフ（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し、改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等が取得できている。</li> </ul>
<p>有給休暇の消化率や時間外労働については、事務担当者が随時把握しており、人材が不足すると予想される場合は、あらかじめ求人広告・ホームページ・人材派遣・ハローワーク等のあらゆる手段を用いて人員を確保するよう努力されており、職員の負担減に取り組まれている。福利厚生はアンケートを実施して、ボトムアップ化により現場の意見を吸い上げ、できるだけ多く実現できるように役員会で取り上げられている。忘年会や新年会等の親睦会を法人として統一して行えるような仕組みが新たに作られ、費用の一部を園が負担するなど、常に職員のモチベーションを高く保つ工夫が行われている。現在、全体的に職員数は足りていると思われるので、配置の効率化や人材育成を図る事で今後より一層職員の負担が軽減されていくことが期待されよう。</p>		
12	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示し、人材育成計画と連動している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>人材育成の為、随時行われているマニュアル勉強会の他、他クラスや他園の見学、法人としての合同の研修会等が行われている。また、職員一人ひとりの経験年数や能力に応じた研修内容を定め、人材教育が実施されている。自己評価を行うための定期的な自己目標を達成するために、職場内で先輩が後輩の指導に努めるOJTの仕組ができており、0～2歳児クラスは主任が指導にあたり、3～5歳児クラスはリーダーが指導にあっている。さらに、総合的には園長と副園長が全職員を対象に計画的で定期的な研修を行って人材育成に取り組まれている。現在は若い職員が多くなっており、中堅層の育成は今後の中長期計画を実行していく上でも法人としての重要な課題であると言える。</p>		

13	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。</li> <li>■常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修を実施している。</li> <li>■研修計画の評価・見直しをしている。</li> </ul>
<p>年度初めに地域の保育士研修会の研修内容を把握し、園長が主任以上の職員に確認した上で、その内容に見合った職員が研修に参加できるように計画されている。新任職員については新人研修を行い、理念や基本方針をはじめ、全てのマニュアルに関する教育を行い、職員の均一化が図られている。非常勤を含む全職員に対して、園内研修や民間保育協会の研修などの園外研修にも、できるだけ多く積極的に参加出来るような配慮がされている。研修後は、研修に参加できなかった職員に対するフィードバックの為に会議での報告を行い、研修記録を作成している。また、研修記録を基に評価見直しを行い、次年度の研修計画に反映させている。職員からも個別の教育や研修に関して、肯定的な意見が多く寄せられており、改善の成果が表れていると言えよう。</p>		
14	職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践のため、会議等での対話を重視している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、創意・工夫を生かす職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の自信・有能感を育てている。</li> <li>■職場の上司・同僚、利用者・家族等から存在感を認め合う風土づくりをしている。</li> <li>■評価が公平に出来るように多面的な評価の工夫をしている。</li> </ul>
<p>職員の意見を汲み上げ、現場の創意工夫を生かす為にボトムアップの体制が作られた結果、会議等では活発なグループ討議が行われるようになり、意見の反映が以前よりされやすい環境になってきていると言えよう。職員からのコメントでも、チームワークが良く職員同士の意見交換がしやすいという意見が多数見られた。また、職場内では、各自の良いところを認めあえるような環境を作り、半期に1回職員を表彰する制度も設けられており、評価できよう。しかし一方で、現在は職員の年齢分布に偏りがあり、管理職と若手職員を結ぶ中間管理職が不足しており、スムーズな意思伝達を行う為には今後の人材育成が課題と思われる。</p>		
15	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など国際基準の考え方を研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>児童憲章・児童福祉法・児童権利宣言の内容を基に全職員に対する研修が行われている。幹部職員が、「子供人権マニュアル」や「子供安全マニュアル」を使って日常の保育の中で、子どもの人権を尊重する保育を指導している。虐待については、毎日3回の看護師による検診や、担任による観察で早期発見に努められており、虐待の疑いがある場合は、園長に報告し状況を検査して市の保育課や子ども家庭支援センターと連携できるように体制が整えられている。</p>		
16	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員（実習生、ボランティア含む）に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>プライバシーポリシーを園内に掲示し保護者にも個人情報の保護や利用目的を明示している。個人情報管理規定やプライバシーポリシーは「個人情報マニュアル」として明文化され、研修や職員会議等で全職員に周知徹底されている。特に実習生については、オリエンテーション時に守秘義務について説明が行われている。また、個人情報保護に関してはホームページでも取り上げ、広く情報が発信されている。</p>		
17	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>玄関に目安箱を設置して他、年2回の懇談会を開催して、利用者の意見を伺う機会が設けられている。また、保護者からの意見や要望を引き出しやすいよう、担任をはじめとする各職員が、日頃から保護者とコミュニケーションをとるように指導されている。毎月の誕生会では、保護者を招待し給食の試食を行いながら、雑談形式で直接意見の吸い上げが行なわれている。また、父母会からの要望なども取り入れられ、要望については随時記録に残されている。</p>		

18	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>園長と副園長が担当となって苦情解決対応窓口が設けられており、第三者委員も設置されている。苦情解決対応窓口に関する情報はポスターに記載され、園内に掲示されている他、入園のしおりにも明文化されおり、苦情解決原則に則り、対応するとともに記録に残し改善を行う体制が整備されている。また、利用者が気軽に苦情や意見を言えるように玄関に目安箱が設置されており、苦情等に迅速に対応できる仕組みとなっている。</p>		
19	サービス内容について定期的に評価を行い改善すべき課題発見し見直している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育所全体の保育の質を検討する会議があり、改善計画を立て実行している記録がある。</li> <li>■自ら提供する当該サービスの質についての自己評価を定期的に実施し改善課題を明確にしている。</li> <li>■保育所の自己評価の結果を公表するように努めている。</li> </ul>
<p>サービスの内容や質の向上については、職員会議の議題に挙げ、常に改善に向かって努力をしている。園としての自己評価を幹部会で定期的に行い、常に改善を心がけている。安全・安心して園を利用できるようにヒヤリハットの収集につとめ、事故防止委員会を立ち上げて問題点を洗い出し、軽微な事故に至るまで予測をして対応できるよう見直しを行っている。また、ヒヤリハットの内容は未受診報告書に記載をし保護者に提示するとともに、自己評価の一部として市の関係部署に公表し評価も得ている。</p>		
20	事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>今年度より各種業務を細分化して詳細なマニュアルを新たに策定し、各職員に配布をしそれに沿った日々の保育サービスが行われている。改善すべき点については、職員からヒヤリングを行い、幹部職員によるマニュアル検討委員会において、その都度見直しが行われている。また、重要事項については、朝礼時に読み合わせを行う事により周知徹底が図られており、経験年数の浅い保育士においても一定したサービス水準を確保できるよう取り組まれている。</p>		
21	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>問い合わせ及び見学に対しては随時対応する体制がとられており、園長及び副園長が担当し利用者からの直接の疑問や質問に関して詳細な説明が行われている。見学者専用のパンフレットが用意されているが、現在新たなパンフレットを作製中であり役所等の関連機関にも設置する予定となっている。</p>		
22	サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■サービス開始にあたり、理念に基づく保育目標及び基本的ルール、重要事項等を保護者の状況に応じて説明している。</li> <li>■サービス内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■サービスに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>入園前の面接時に、入園のしおりを基に、理念・保育目標・基本的ルール・重要事項の説明を行っている。面接時の状況は、園独自の『設問表』という形で記録に残され職員全体で保護者の意向を理解共有することに努められている。保護者の意向は、申し送り事項として次年度の担任に引き継がれる。今後は保護者の同意書を作成し、保護者同意の上で記録化する予定となっており、改善が期待される。</p>		

23	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>保育過程作成は保育理念・保育方針・保育目標・発達過程・地域環境を考慮し、全職員が意見を出し合い、保育課程担当者が意見をまとめ、幹部職員が内容を検討し決定されている。策定後は編成された保育過程が全職員に周知され、それを基に年間計画・月案・週案を立てて実施に移されている。また、1年を通して実施されてきた保育課程について年度末に見直しを行い、次年度につながる努力が絶えず行われている。</p>		
24	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> </ul>
<p>年間指導計画・月案・週案は発達や生活の連続性を考慮して、担任の意見を十分に取り入れた上で作成されている。0～2歳児の個人月案については個人の発達に即した目標を立て個別に指導計画を作成し、各クラス年齢や発育によって、人的・物的環境に配慮した保育が行われている。特に0歳児に関しては発達の差異を考慮して、その都度おもちゃやを変えたり季節や気候の変化に合わせて保育士の配慮事項を変えるなどの対応が行われている。今後は指導計画策定過程の見直しが計画されており、より一層のサービス向上に結びつくことが期待される。</p>		
25	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>室内には子どもが自由に遊ぶことのできるスペースが設けられており、午前・午後ともに自由な遊び込みができる時間が確保されている。保育士が子どもの遊びの中に入ったり見守ったりすることで、一人ひとりの子どもの保育過程や成長に合わせた、援助が行われている。また、保育士が発達段階に即した玩具や遊具を手作りしたり、年長児には廃材を利用して自由な発想でもの作りをさせるなど、子供が自発性を発揮できるような工夫もとられている。毎年運動会の後には担任からの意見を聞いたうえで、クラスごとに新たな遊具も取り入れられている。</p>		
26	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 自然物や季節感のある素材を利用して保育に活用している。</li> <li>■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>子供が身近に動植物に接することができるよう、園の行事として移動動物園を呼んだり芋ほり遠足を行っているほか、園内では金魚・ザリガニ・カブトムシ等の飼育をしたり、園庭で季節に応じた花や野菜の栽培や収穫が行われている。収穫した野菜については玄関に収穫表を掲示したり、野菜を給食室に直接届けたりすることにより、子供が興味をもてる環境作りが行われている。また、子供たちが地域社会と関わるよう、近隣の図書館や郷土博物館などを利用することで、地域の人とふれあい、マナーを自然と身につけられる機会がもうけられているほか、毎週火曜日に絵画教室や金曜日の体操教室が開かれている。地域に開かれた行事で披露できるよう、園独自の取り組みとして、鼓笛隊が結成されており4歳児は踊りを覚え5歳児は楽器を演奏するなど、年間を通して練習が行われている。</p>		

27	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>子ども同士の関係をより良くするために、一人ひとりの個性に応じた言葉かけを行うよう心がけられている。けんかやトラブルが起きた時には自分たちで解決できるよう、保育者が仲立ちとなり、お互いの気持ちや年齢に応じて子供の気持ちを代弁したりアドバイスや見守りをする事でコミュニケーション能力を高める取り組みが行われている。遊びの中で身につけて行くことができるよう、乳児期から社会的ルールを守る大切さに関するていねいな指導が行われている。子供が役割を果たせるよう、3歳児からおもちゃを使って廊下の掃除をさせたり、年長児は当番活動として給食の配膳等を行っている。また年間を通じた鼓笛隊の練習の中で年長と年中組と一緒に活動することで、異年齢交流も行われおり当番活動と合わせて個々の存在が認識される機会が設けられている。</p>		
28	障害のある子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li><input type="checkbox"/>障害の程度に応じて設備等の配慮が見られる。</li> <li><input type="checkbox"/>障害児保育について保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li><input type="checkbox"/>障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li><input type="checkbox"/>必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li><input type="checkbox"/>保護者に障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>現在は各種の状況を鑑みて園では障害のある子供の受け入れは行っていない。しかしながら、入園後に子どもに障害が発生した場合には、専門の先生に相談することで、引き続きサービス提供につとめられている。また、将来的な取り組みとして障害児に関する各種の動向には配慮がなされている。</p>		
29	長時間にわたる保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>時間外保育の引き継ぎは『伝達簿』を利用して書面で行っており、保護者への伝達は漏れの無いように細心の注意をはらって、連絡ノートに記入されている。時間外保育補助の職員に対しては非常勤会議で各種マニュアルを用いて研修を行い、正規職員と同等の資質の向上に努められており、園児が安心して過ごすことができるように、保育補助職員を担当制にし出来るだけ同じ職員が担当に当たるよう、配慮がなされている。しかしながら、利用者からは時間外の場合に担任と会えないことについての不安等が寄せられていることから、今後引き継ぎに関して更なる工夫が求められていると言えよう。</p>		
30	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>懇談会・保育参加・個人面談をそれぞれ年2回実施しているほか、毎月誕生会が開かれており誕生月の保護者を招待して、園全体でお祝いし成長した喜びを保護者とともに分かち合えるような取り組みも行われている。保護者からの相談には随時担当保育士が対応し、園長と副園長に報告がなされている。小学校との連携に関しては、就学前の学校見学や学びサポート職員による定期的な巡回により、子どもたちの育ちを小学校の職員と共通理解できるシステムが構築されている。21年度より保育所児童保育要録の送付も行うようになり、小学生の町探検や職場体験にも園として積極的に協力をし、小学校教員と打ち合わせを行うことで情報交換などの交流も行われている。</p>		

31	保育内容等について保育士等の自己評価が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価し、保育実践の改善に努めている。</li> <li>■ 評価は子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、自ら取り組む過程などに十分配慮して行われている。</li> <li>■ 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、課題を明確にしている。</li> </ul>
『職員会議録』『主任・リーダー会議録』『給食会議録』『時間外職員会議録』『連絡ノート』『事故報告書』『保育日誌』等を使うことで各案件に関してそれぞれ記録を残す仕組みができており、保育実践に関する振り返りや課題の抽出に生かされている。また、行事については行事終了後に反省会を開き次年度に生かす取り組みが行われている。日々の保育の振り返りは『保育日誌』に記録をし職員間で話し合い、共有することでサービス提供の改善に結びつけられている。単年度についても1学期を振り返り、職員会議で問題点とその改善策を洗い出し、2学期以降につなげられている。		
32	子どもの健康状態、発育、発達状態を適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応をしている。</li> </ul>
子どもの健康状態や疾病等の把握のため年間の保健計画を策定し、それに基づいて保健指導や記録が行なわれている。また、子どもの健康に関してはいつでも、看護師や嘱託医のアドバイスを受けることができる体制が整えられている。保育中は看護師が日に3回以上クラスを巡回し健康状態を観察して健康カードに記録が残されている。5・11月に内科診断、6月に歯科検診が行われているほか、6カ月未満児については嘱託医による、2週間に1回の検診も実施されている。日々の状況から虐待が疑われる場合には園長に報告し、状況を精査して速やかに関係機関に報告し対応する準備が整えられている。		
33	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
『感染症防止マニュアル』『子ども安全マニュアル』『0歳児マニュアル』に基づき、保育中の体調不良、怪我については保護者に連絡をし、適切な処置が行われている。感染症が発生した場合には玄関やクラスの連絡簿に掲示をし、早期発見・予防に努められている。衛生面に関しては園として特に力がいれられており、園内の清掃及び消毒は徹底して行われている。昨年の新型インフルエンザ流行時には、市・保健所と連絡を取りながら感染拡大防止策を整え、直ちに対応マニュアルを作成した上で保護者宛てに臨時の手紙を発行する等、徹底した対策がとられていた。また、独立した保健室を設け体調不良等の場合にも子どもが安心して過ごすことができるような配慮もとられている。		

34	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>新体制のもと今年度より環境及び衛生管理に関しては、特に力を入れて取り組まれている。園全体の環境整備を週1回全職員で行う他、毎日朝礼前に清掃も行われている。室内の整理整頓については各クラスの責任者が責任を持って実施することとされ、清掃時間外でも気が付いた点は直ちに清掃され、子どもたちが常に快適な環境で過ごすことができるように配慮されている。また園長や副園長が点検をし、不備な点については指導を行うチェック体制が整えられている。5月に看護師による手洗い指導教室、9月には看護師と栄養士による歯みがき指導教室が実施されており、手洗いや歯みがきは、担任による日常の指導によって、継続して行われるようになっている。</p>		
35	事故防止及び安全対策は適切である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> <li>■地域関係機関、消防署、派出所等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように努めている。</li> </ul>
<p>事故防止及び安全対策は今年度より園の最重要事項となっており、園内外の安全対策として、徹底したヒヤリハット調査を行う事で、事前予測に繋げ事故の防止に努められている。『子ども安全マニュアル』を活用し園庭の使用時間を各年齢ごとに定め、固定遊具の使用年齢を守るなど職員への周知徹底がなされている。遊具や器具については、毎日自己点検を行い危険箇所について報告し迅速な改修を行っている。また、『防災マニュアル』も整備毎月避難訓練を行い非常時に備えると共に消防署とも連絡を取り避難訓練の指導を受けている。不審者対応の訓練も行っており、市の防犯課とも連携が図られている。</p>		
36	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>年間の食育計画を策定し栄養士による栄養指導が行われている。畑で採れた野菜を収穫し玄関に収穫表を掲示することで、食材への興味が湧くような取り組みがなされている。収穫した野菜は園児が調理室へ運びどのように食材が調理されるのを知り、厨房職員とのコミュニケーションをとり、食育の重要性を感じられるような環境作りがされている。また、年に9回の行事食があり、日々の食事に季節を感じるような配慮もされている。食物アレルギー対策については、調理室で調理担当者と栄養士が確認し、保育室では担任がトレーの色の違いで、誤食がないように努めている。確認は記録に残しそれぞれが印を押し、間違えが起こらないように対策がとられている。食事をするときには担任が一人ひとりの食べる量とその日の健康状態を把握し、楽しく食事ができるような配慮もなされている。</p>		
37	地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放（施設及び設備の開放、体験保育等）し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めている。</li> </ul>
<p>ホームページに園庭解放の日時を公表し毎月1～2回の園庭解放を行って地域の方々との交流が行われている。園庭解放時には子育て相談コーナーの時間を設けて、近隣の子育て家庭の相談を受けると共に、園庭解放たよりを一般にも配布している。年長組は年3回スポーツフェスティバルにて他園との交流を図っている。また年1回地域のお年寄りをお呼びして、昔遊びを体験している。しかしながら園の基本方針として、地域との交流が大きく謳われている事に鑑みて現状にとどまらず、今後より一層の地域交流への取り組みが求められていると言えよう。</p>		